

八王子市公衆街路灯維持管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街路灯管理団体が実施する公衆街路灯の維持管理事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会等が行う公衆街路灯の維持管理事業を推進し、防犯及び交通安全施設の充実を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、市内の町会・自治会又はこれらに類する団体その他共益費等により直接公衆街路灯を維持管理する団体（以下これらを「街路灯管理団体」という。）とする。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、街路灯管理団体が実施する次の各号に該当する公衆街路灯（以下「補助対象街路灯」という。）の維持管理事業とする。

- (1) 夜間における交通安全及び犯罪防止のために設置してあるもので日没時から翌朝日の出時まで引き続き点灯されているもの。
- (2) 公道又は公道に準ずる道路を照明しているもの。
- (3) 他の街路灯との距離が25メートル以上あるもの。ただし、道路が屈曲、湾曲している場合、又は犯罪防止上特に必要と認められる場合はこの限りではない。
- (4) 個人又は特定商店の宣伝その他の利益に供されるものでないもの。

(補助金交付額)

第5条

- (1) 補助金の額は、東京電力株式会社（以下「東電」という。）の定める4月時点の公衆街路灯Aの需要家料金及び電灯料金を基礎に算定した電気料金の年額に管理費（700円/灯）を加えた額とし、4月1日現在において維持管理する補助対象街路灯について、東電との契約の区分により別に定める。
- (2) 1つの街路灯に複数の照明が存在する場合には、各照明のワット数の合計により算定する。ただし、ワット数の合計は、500Wを上限とする。

(交付申請書)

第6条 補助金交付申請書は、第1号様式による。

(申請書添付書類)

第7条 規則第6条に規定する添付書類は、補助対象街路灯の当該年度4月分（一括前払契約をしている場合は口座振替月）の電気料金領収証又はこれに代わるもの（以下「領収証等」という。）、前年度3月分電気料金集約分内訳表（領収証が集約扱いになっている場合のみ必要）とする。

(申請時期)

第8条 申請時期は、原則として当該年度5月1日から5月31日までとする。ただし、やむを得ない理由によりこの時期に申請できなかった場合は、この限りでない。

(交付決定通知書)

第9条 交付決定通知書は、第2号様式による。

(交付時期)

第10条 補助金は、原則として当該年度8月に交付する。ただし、やむを得ない理由により交付できなかった場合は、この限りでない。

(年度途中の設立団体の取扱い)

第11条 年度途中に設立された街路灯管理団体の取扱いについては、別取扱い基準を定める。

(補助金に関する調査等)

第12条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、街路灯管理団体に対し本補助事業に係る帳簿等を提示又は提出させ、調査することができる。

(手続の省略)

第13条 この補助金の交付については、規則第12条、第13条の規定による手続は省略する。

(補助金制度の見直し)

第14条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。